

ご提出頂かないと、

# 就学支援金の審査が できなくなります！

## ◆ 次の書類を、事務室に提出してください。

〔課税地等確認書〕

ご提出いただいた書類は、令和7年7月～翌年6月分の就学支援金の審査に使用します。  
確認書に記載誤りがあると、審査が遅れる原因となります。

◇ 特に次の確認項目は、正確に記載してください。

- ・ 現在の保護者
- ・ 令和7年1月1日時点の保護者の住所地
- ・ 令和7年1月1日時点の保護者の生活保護受給状況※

※ 生活扶助受給世帯の方は、生活保護受給証明書を提出してください。

## ◆ 令和6年の所得について、税申告が必要です。

◇ 税申告が必要な方は、申告期限までに必ず手続きを済ませてください。

令和7年度の税額（令和6年1月1日～12月31日の所得）で審査します。

令和7年7月頃にマイナンバーにて税情報の取得を行いますが、その時までに税申告が済んでおらず、税額が決定していない場合は、就学支援金の審査ができません（支給決定ができないため、授業料の支払いが発生します）。

## ◆ 次の場合は、必ず事務室にご連絡ください。

◇ 保護者（親権者）に変更がある場合

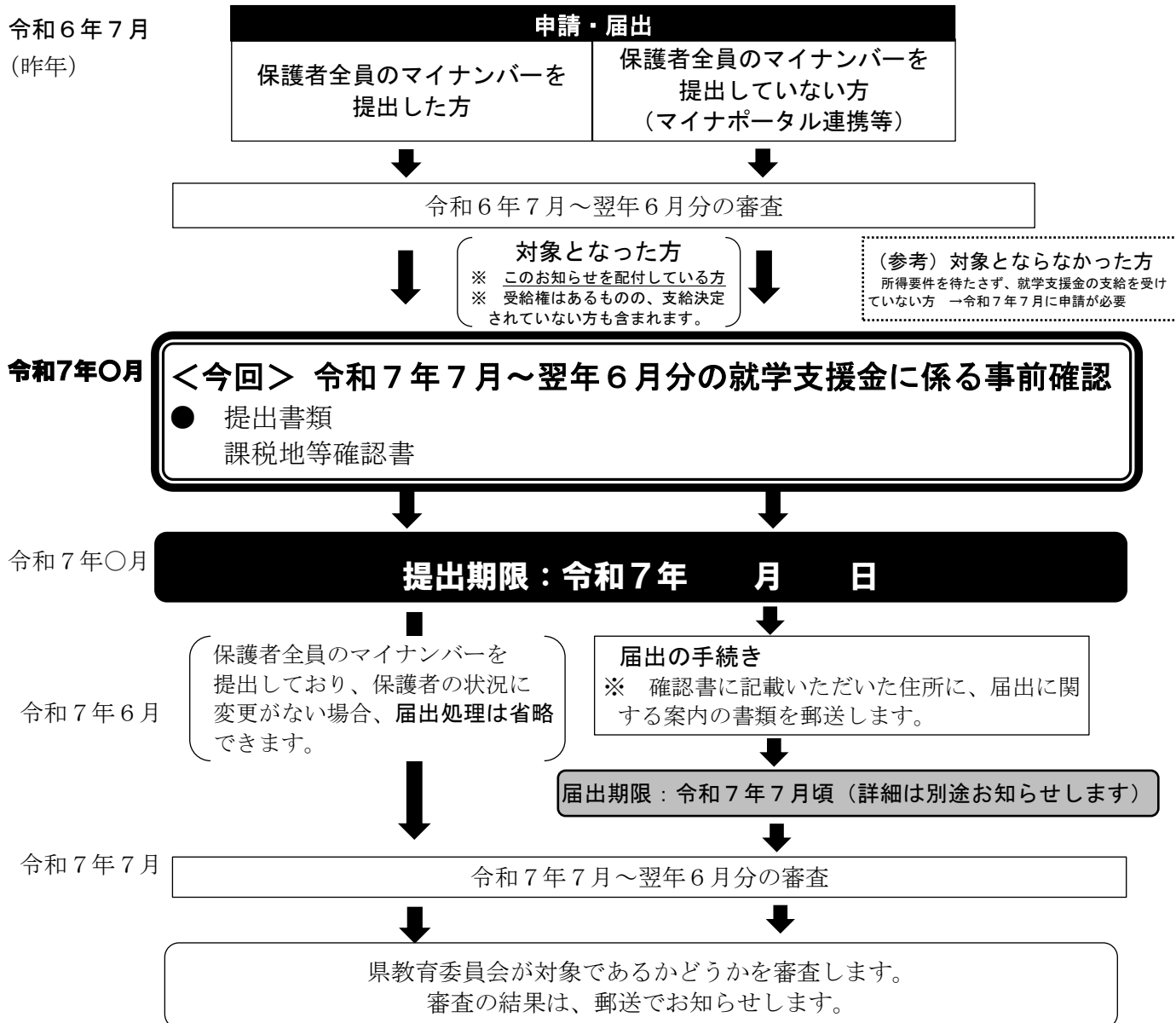
保護者の離婚・養子縁組（再婚）・死別等により、保護者に変更が生じた場合は、変更が生じた月の末日までに手続き（書類の提出）が必要です。

提出期限までに手続きがなかった場合、就学支援金の支給決定ができない（授業料の支払いが発生する）場合があります。

◇ 住所に変更がある場合

手続き（書類の提出）が必要です。

## ◆ 就学支援金（令和7年7月～翌年6月分）審査に向けてのスケジュール



## (参考) 就学支援金制度とは？

### ◇ 就学支援金制度とは？

申請の手続きを行うことで、就学支援金を受給することができます。学校が生徒に代わって国から就学支援金を受領し、授業料に充てるため、生徒は授業料を納める必要がなくなります。（実際に就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。）

### ◇ 対象となる世帯は？

次の計算式（保護者（親権者）全員）により計算した額が、  
**30万4,200円未満（年収約910万円未満）の方**

**【計算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額**

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算

※ 令和7年7月～翌年6月分の審査について、対象生徒の生年月日が平成21年1月2日～4月1日の場合、保護者等の課税標準額から33万円を控除した額を用いて算出する（扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなることによる調整）。

# 課税地等確認書(令和7年1月1日時点)

全員提出

クラス等 年 組 番 生徒氏名  
〒 住所 日中連絡が取れる  
保護者等の電話番号

## 注意事項

- ・ 確認事項の番号に沿って記入してください。
- ・ 保護者等による代筆も可能です。

## 確認事項1

記載日時点の保護者等(親権者)を記載してください。

※ ひとり親の場合は、保護者1のみ記載してください。

※ 就学支援金の申請・届出内容の確認、令和7年7月以降の審査に使用します。

| 基準日                  | 確認項目          | 保護者 1                                   |      | 保護者 2                                   |      |
|----------------------|---------------|-----------------------------------------|------|-----------------------------------------|------|
| 現在<br>(記載日時点)        | 生徒との続柄        |                                         |      |                                         |      |
|                      | ふりがな<br>保護者氏名 |                                         |      |                                         |      |
| 令和7(2025)年<br>1月1日時点 | 住所地           | 都道府県                                    | 市区町村 | 都道府県                                    | 市区町村 |
|                      |               | <input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない |      | <input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない |      |
|                      | 生活保護          | <input type="checkbox"/> 生活扶助受給中        |      | <input type="checkbox"/> 生活扶助受給中        |      |

## 確認事項2

「令和6年7月1日時点」と「現在(記載日時点)」の保護者等は、同じですか？

☐ 同じです。



本用紙をご提出ください。  
なお、保護者変更が生じた場合は、別途  
手続きが必要です。変更が生じた場合は、  
必ず事務室にご連絡ください。

☐ 離婚・養子縁組(再婚)・死別等  
により、変更がありました。



確認事項3 を記載してください。

## 確認事項3

保護者等の変更日を記載してください。変更日： 年 月 日

※ この保護者変更について、手続きが必要となる場合は、後日学校からお知らせします。

学校受付日： 年 月 日